別表六（二十三）　雇用者給与等支給額が増加した場合又は給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

法人税額の特別控除額の計算

雇用者給与等支給額		1	円	調整前法人税額（別表一（一）「2」、別表一（二）「2」、別表一（三）「2」又は別表一の三「2」若しくは「28」）		21	円
基準雇用者給与等支給額（別表六（二十三）付表一「4」）		2		平成30年4月1日前に開始した事業年度の場合	雇用者給与等支給増加重複控除額（別表六（二十三）付表二「7」）	22	
調整前雇用者給与等支給増加額（1）－（2）（マイナスの場合は0）		3			雇用者給与等支給増加額（3）－（22）（マイナスの場合は0）	23	
増加促進割合 $\frac{(3)}{(2)}$		4			調整前税額控除限度額（23）× $\frac{10}{100}$（（6）≦（7）の場合は0）	24	
比較雇用者給与等支給額（別表六（二十三）付表一「8」）		5	円		税額控除加算基準額（（（1）－（5））と（23）のうち少ない金額）	25	
平均給与等支給額（別表六（二十三）付表一「14の①」）		6			中小企業者等以外の法人等 税額控除加算額（25）× $\frac{2}{100}$	26	
比較平均給与等支給額（別表六（二十三）付表一「14の②」）		7			中小企業者等以外の法人等 税額控除限度額（24）＋（26）（（1）＜（5）の場合又は（9）＜0.02若しくは（7）＝0の場合は0）	27	
平均給与等支給増加額（6）－（7）（マイナスの場合は0）		8			中小企業者等 税額控除加算額（25）× $\frac{12}{100}$（（9）＜0.02又は（7）＝0の場合は0）	28	
平均給与等支給増加割合 $\frac{(8)}{(7)}$		9			中小企業者等 税額控除限度額（24）＋（28）（（1）＜（5）の場合は0）	29	
継続雇用者給与等支給額の計算等	継続雇用者給与等支給額（別表六（二十三）付表一「19の①」）	10	円		当期税額基準額（21）× $\frac{10又は20}{100}$	30	
	継続雇用者比較給与等支給額（別表六（二十三）付表一「19の②」又は「19の③」）	11			当期税額控除可能額（（（27）又は（29））と（30）のうち少ない金額）	31	
	継続雇用者給与等支給増加額（10）－（11）（マイナスの場合は0）	12		平成30年4月1日以後に開始する事業年度の場合	雇用者給与等支給増加重複控除額（別表六（二十三）付表二「17」）	32	
	継続雇用者給与等支給増加割合 $\frac{(12)}{(11)}$（（11）＝0の場合は0）	13			雇用者給与等支給増加額（1）－（5）－（32）（マイナスの場合は0）	33	
国内設備投資に係る計算	国内設備投資額	14	円		税額控除限度額 （20）≧20％又は（17）＝（19）＞0の場合（33）× $\frac{20}{100}$（（13）＜0.03又は（14）＜（16）の場合は0）	34	
	当期償却費総額（別表六（二十三）付表一「22」）	15			税額控除限度額 同上以外の場合（33）× $\frac{15}{100}$（（13）＜0.03又は（14）＜（16）の場合は0）	35	
	当期償却費総額の90％相当額（15）× $\frac{90}{100}$	16			当期税額基準額（21）× $\frac{20}{100}$	36	
教育訓練費増加割合の計算	教育訓練費の額	17			当期税額控除可能額（（（34）又は（35））と（36）のうち少ない金額）	37	
	比較教育訓練費の額（別表六（二十三）付表一「27」）	18		当期税額控除可能額（31）又は（37）		38	
	教育訓練費増加額（17）－（18）（マイナスの場合は0）	19		調整前法人税額超過構成額（別表六（二十八）「7の㉒」）		39	
	教育訓練費増加割合 $\frac{(19)}{(18)}$（（18）＝0の場合は0）	20		法人税額の特別控除額（38）－（39）		40	

（用紙の大きさは、日本工業規格A4）